

深谷市国民健康保険税における口座振替の推進に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の納付方法として口座振替の推進を図ることで、収納率の向上の一助とすることを目的とする。

(保険税の納付方法)

第2条 国民健康保険税の納付は、特別徴収の方法による場合を除き、原則として口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替の方法によることができない場合は、納付書による納付その他の方法によることができる。

(推進の方法)

第3条 国民健康保険の各種届出を取り扱う窓口においては、前条の規定に基づき、加入及び変更の手続並びに納税相談に訪れた被保険者に対し、口座振替の方法による国民健康保険税の納付を勧奨するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。